

茂都築 第 684 号
令和 3年 3月 31日

茂原市耐震改修促進計画に定めるブロック塀等の被害防止対策の対象となる避難路について

茂原市耐震改修促進計画第5章 2-(3) ブロック塀等の倒壊及び被害防止対策に記載の倒壊の危険があるブロック塀の除去や改善にかかる費用の補助対象のうち、以下の道路等は地震災害時に避難上重要となることから、「避難路」として位置付け、重点的にブロック塀の倒壊防止の促進を図る。

- ・ 茂原市地域防災計画で定める緊急輸送道路
- ・ 建築基準法第42条又は道路法第2条に規定される道路で、小学校の敷地から半径500m以内にある道路
- ・ 建築基準法第42条又は道路法第2条に規定される道路で、建築物から避難場所等までの避難経路となる道路